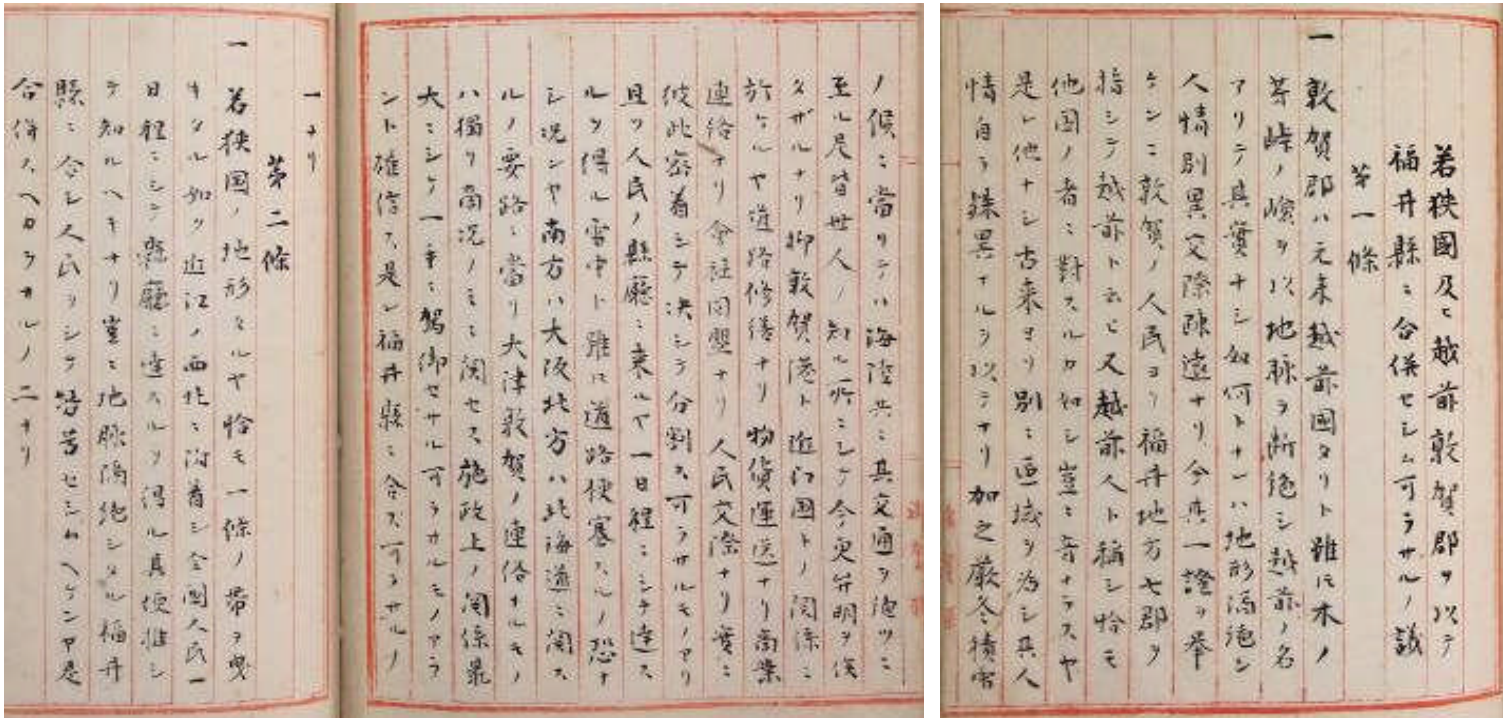


【明お76合本5(31)】[若狭・越前四郡離脱に対する建議書]

明治14年(1881年)2月



明治9年(1876年)の若越4郡合併から5年後、明治14年(1881年)2月7日、福井県が設置されるのに伴い若越四郡が滋賀県から離れ福井県へ移管されることが決定した。これに対して県令籠手田安定は、太政大臣三条実美と内務卿松方正義あてに若越4郡は地理・歴史・人情の面で滋賀県に近いことなど7カ条にわたる主張を展開し、「福井県ニ合ス可ラサル」と反対を建議する。この後も籠手田安定は反対書を送り、また遠敷郡などでも滋賀県への「復県運動」が起こるが、それらが聞き入れられることはなかった。

若狭国及ヒ越前敦賀郡ヲ以テ  
福井県ニ合併セシム可ラサルノ議

第一条

一 敦賀郡ハ元来越前国タリト雖トモ木ノ芽峠ノ峻ヲ以テ地脈ヲ断絶シ越前ノ名アリテ其実ナシ如何トナレハ地形隔絶シ人情別異交際疎遠ナリ今其一証ヲ挙ケニ敦賀ノ人民ヨリ福井地方七郡ヲ指シテ越前ト云ヒ又越前人ト称シ恰モ他国ノ者ニ対スルカ如シ豈ニ奇ナラスヤ是レ他ナシ古来ヨリ別ニ区域ヲ為シ其人情自ラ殊異ナルヲ以テナリ加之嚴冬積雪ノ候ニ当リテハ海陸共ニ其交通ヲ絶ソニ至ル是皆世人ノ知ル所ニシテ今更弁明ヲ俟タザルナリ抑敦賀港ト近江国トノ關係ニ於ケルヤ道路修繕ナリ物貨運送ナリ商業連絡ナリ会社同盟ナリ人民交際ナリ実ニ彼此密着シテ決シテ分割ス可ラサルモノアリ且ツ人民ノ県庁ニ来ルヤ一日程ニシテ達スルヲ得ル雪中ト雖トモ道路梗塞スルノ恐ナシ況ンヤ南方ハ大阪北方ハ北海道ニ關スルノ要路ニ当リ大津敦賀ノ連絡ナルモノハ獨り商況ノミニ關セス施政上關係衆大ニシテ一手ニ駕御セサル可ラサルモノアラント確信ス是レ福井県ニ合ス可ラサルノ一ナリ

第二条

一 若狭国ノ地形タルヤ恰モ一條ノ帶ヲ曳キタル如ク近江ノ西北ニ付着シ全国人民ニ日程ニシテ県庁ニ達スルヲ得ル其便推シテ知ルヘキナリ豈ニ地脈隔絶シタル福井県ニ合シ人民ヲシテ勞苦セシムヘケンヤ是合併スヘカラサルノ二ナリ

## 関連史料

【明う27(64)】[郡制施行について伺書]	明治12年(1878年)4月5日
【明い64(51)】[籠手田安定権令着任の布達]	明治8年(1875年)5月2日
【明へ61(37)】[比叡山上城江国界絵図]	明治4年(1871年)頃
【明う152(13)】[県名改称の達]	明治5年(1872年)1月
【明い81(19)】[若狭・越前4郡合併の布達]	明治9年(1876年)9月22日
【明お41 合本1】[滋賀県印譜]	明治8年(1875年)～明治27年(1894年)
【明い104(22)】[県会開設の布達]	明治12年(1879年)4月7日
【昭お4 合本1】[昭和11年二見・平知事引継書]	昭和11年(1936年)

詳しくは、平成20年度の展示資料 [「滋賀県のはじまり」](#)、  
平成24年度の展示資料 [「近代との対話—前期—」](#) もご覧ください。